

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の準特定特別監視地域の指定解除について

「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成20年7月11日付け近運自二公示第28号）1.4.」に基づき、平成19年11月20日付け近運自二公示第45号による指定は解除したので公示する。

ただし、当該解除の前にした増車の届出及び新規許可申請に伴う各種措置については、なお従前の例による。

平成20年7月11日

近畿運輸局長 各務 正人

